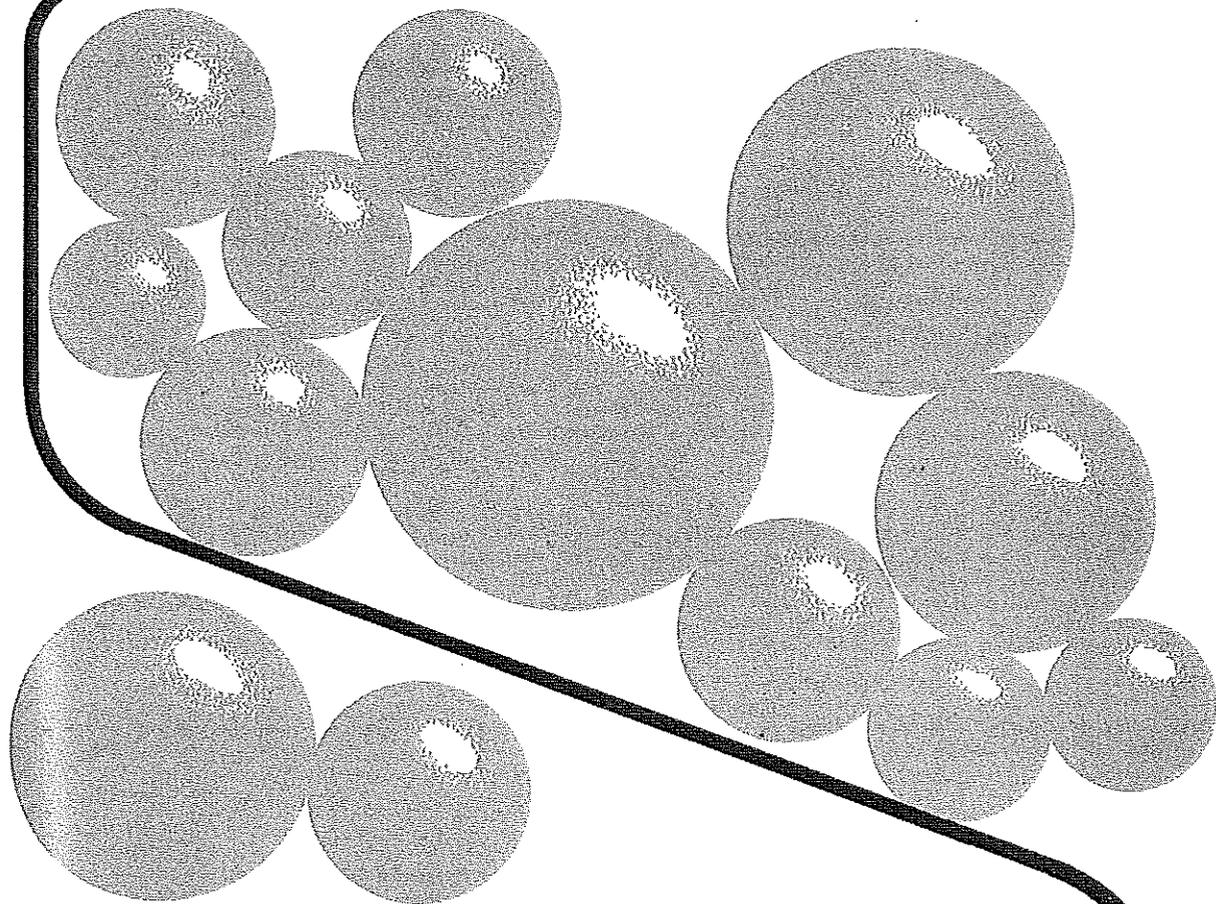


北海道行政書士会報



'74/3

No. 74

△自動車登録自販連と話し
合つく

△各支部の総会さかん

“政界メモ、から

副会長 黒島 宇吉郎

東京読売新聞の政界メモに「こまかい数字は局長、諸政策は所管大臣。その上で内閣を統括する首相が答弁する。そうしないと実りある論議にならない。……」。

わが北海道行政書士会の会務の運営、執行にあたってこの言葉（田中首相発言）こそ、得難い教訓を私ども執行部に与えたものと思う。

ややもすると、正副会長の見解不一致を指摘される私としては、出すぎてはダメ、引っこみすぎてもダメ、のタイミングを充二分に考えて、残任期間を全力投球あるのみである。

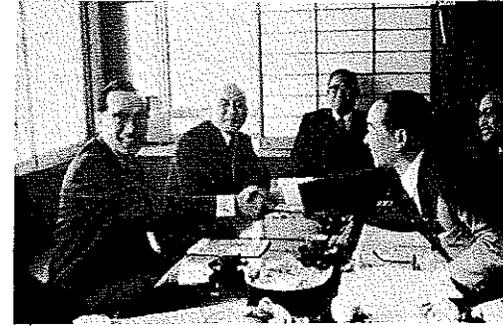
第74号 も

自動車登録問題解決	1
新年初の部長会	1
資格業団体懇親会	2
白老、登別にキャンペーン	3
監察委員会開催	3
渡辺書士の登録取消	3
登録資格審査委員会開く	4
支部長会議	5
安田顧問に支援要請	6
企画、業研合同会議	6
会員の所属希望アンケート	7
建設業許可の納税証明	7
本会、支部のうごき	7

く じ

趣味欄 俳句	8
このごろ想うこと	8
事務局の人事	8
札幌支部総会	9
小樽支部総会	9
函館支部総会	9
札幌支部規則改正	10
支部会費是非論	11
改名あれこれ	11
総会の準備開始	12
札幌青行会総会	12
会員のうごき	13
支部めぐり「小樽支部の巻」	巻末

自動車登録問題 ようやく解決



竹内自販連部長と握手する植村日行連部長（右）

昭和48年12月14日、自販連から自動車登録代行業務について最終回答があった。この結果、行政書士は、自動車販売店の依頼を受けて、自動車の検査・登録・自動車諸税その他の関係書類を作成することになった。

日行連では、回答書の細部の問題点について、覚書を取決める必要があるため、運輸対策委員会を2月3日開催、問題点を検討することになり、本会にも出席を特に要請、藤山会長、黒島副会長、葛西運輸委員、豊田・米倉両帯広行政センター所員が出席、道内の実情と今後の方向づけについて、諸意見をだし、次のことが確認された。

△12月14日付自販連回答書は内容に不満はあるが、日行連では素直に受けとめ運用面で主導性を持つ。

△自販連との覚書は、協議の結果

1. 自動車登録センター開設の場合、地元行政書士会と協議する。
2. 自動車登録センターに併置する行政書士は、地元行政書士会の推薦する行政書士とする。

ことに決定、翌4日自販連竹内部長と交渉に入った。日行連では、この会議の重要性を考慮し、運輸対策委員を始め、会長・副会長、と本会から藤山会長、黒島副会長、葛西運輸委員、宮崎県木村副会長が同席、午後1時会議に入った。会議は日行連ペースで進み、日行連の申入事項を了解し友好裡に終了した。

自動車登録事務代行は、今後行政書士が書類の作成を行なうことになったが、本覚書に従って各単会ごとに、自販連と協議し共存共栄の方針で進むべきと考えられる。

数年来、いぶし続けた自動車登録は、日行連の粘り強い交渉と努力で、行政書士に戻ってきたことは当然とは申せ、同慶の至りというべきであろう。

運委会で対策樹立 2月中に細目を

業務研修部では、2月9日13時から札幌のエルム会館で、自動車登録業務に関する協議会を開催した。

藤山会長、星副会長、黒島業研担当副会長、木川、葛西業研部員、高田総務部長が出席して、別項の中央折衝経過報告のあと、本会としての今後の対策を協議した。

自販連との中央での折衝が好転した現在、この業務は正確・迅速に細目を決めることが望まれる。本会としては、運輸委員会を窓口として、葛西、笠井、木川、高田を協力構成メンバーとし、現実にこの業務をしている葛西運輸委員を中心に、実施月を決定することになった。

このため、第1段階として、葛西委員は道内の7陸運事務所を訪れ、7ヵ所の登録台数等を調査し、第2段階として本会対自販連、支部における処理方法について処理方式を作成するが、この会報が会員に届く時期には、さらに明らかになる。

新年初の部長会



新年初の部長会が1月10日13時30分から事務局に、藤山・星の正副会長、高田総務、葛西監察、平沢企画の各担当者が出席して、年度内に処理する事業及び49年度定期総会の準備について協議した。

会員の実態調査、支部長会議、「陸運」の登録業務、49年度事業計画、道への補助金申請などについて、各部長が作業を進めることになった。

よそおいを改める資格業団体懇親会

まずトップ会談をしましょう

1/26 和気あいあい話し合い進む

本会の当番幹事で、第2回資格業団体懇親会が、1月26日17時から札幌のグランドホテルで開かれたが、東京での緊急会務のため上京した弁護士会以外は、会のトップが出席された。

司法書士会から関根克治会長、里村美智夫副会長、税理士会から川瀬武副会長、土地家屋調査士会から竹川茂会長、石橋信副会長、小岩圭副会長、社会保険労務士会から葛西藤三郎副会長、久間義彦常任理事、北海道行政書士会から藤山利夫会長、星亨克副会長、榎波弥一郎副会長、高田敏一常任理事、平沢清一常任理事が出席して、スムーズな各会の運営と各会間の協調について話し合った。

この会合のそもそもの始まりは、昭和47年の秋で、北海道行政書士会が音頭をとり、「友好団体懇親会」として、ふくれ上がる各会業務のあり方について、特定の議題を設けないうで、いわゆる懇親を主軸に話し合った。

各会トップとしては、この懇親会の趣旨はわかって、これを会に持ち帰った場合の反論を一応警戒したが、逆に懇親会継続の声もあって、第2回目の開催になったことは、各会の健全な発達のために喜ばしいことであろう。

この日の各会トップの意見をまとめると、単なる懇親会から1歩前進したものにするために、連絡協議会(仮称)式のものを作り、各会の総務担当理事、総務部長でこの会を運営しよう、という前向き姿勢に変わった。

またこの会には公認会計士会にも趣旨を説明して、入会をすすめることになった。

思い出されることは、臨時行政調査会が△〇×士会に対する調査意見である。

利害相反する各会ではあるが、この協議会が軌道にのって運営されると、各会間にトラブルがある場合、まずトップレベルでの話し合いが優先し、是々非々の観点から血の通った解決が望まれ、各会は連絡をとりながらそれぞれが発展することになるわけで、夢としては、「あの△〇×士会は必要か」と国から諮問されるくらいのグループに成長することで、趣旨といい、方向づけとしても早い時期における結成が期待される。

当番幹事役をつとめた北海道行政書士会の藤山会長は開会にあたり、次のようにあいさつした。

(要旨) 資格業の私どもは、住民と行政機関の掛け橋として、極めて社会責任の大きい仕事と、法的制約の中で行なっているものであります。私ども資格業にとりましては、共通の問題も多数あることと存じます。

この催しを通して、相互の業務に対する理解と認識が深まり、業界運営と会員指導に、いっそう役立つことが出来ますならば、まことに幸いと存じます。

一昨年の秋、この会の第1回開催の際、この親睦の輪の広まりを期待申し上げました。その後、私どもの連合会にも働きかけておりましたところ、趣旨に共鳴され、中央における各連合会の会合がもたれるきざしも見えております。

私はさらにこの輪が勢を増し、各会会員が相互に友好関係をもって、業務の発展を期し、社会に寄与せられんことを念願しているものであります。



仲よく乾杯

白老町、登別市にもキャンペーン

粉雪が舞う国道36号線を、星副会長運転の車で、白老町と登別市へキャンペーン活動のため、葛西、平沢の常任理事が1月21日10時事務局をスタートする。日高支部の往路に苫小牧は実施済みなので、行政書士のいる市町村ではこの2カ所を訪問すると、キャンペーンは99.9%終了することになる。苫小牧あたりから雪はなく、波静かな太平洋岸を左にながめて、正午近く白老町役場に到着する。下国室蘭支部長の案内で助役室でPRを始めた。浅利町長は北大入院中、助役は室蘭市での会合のため、総務課長ともっばら談合する。(当方の車が遅れたためお会い出来ず、この紙面をかりてお詫びする次第)

舟橋白老町総務課長 助役室で

7期町政担当の浅利町長入院中で、大変急がしそう。この町には書士が居る。

会のポスターの下に、同町在住の書士名を別書して、役場内にはりつけ、町の広報にもPRしてくれると約束される。



千葉登別市総務課長 総務課長席で

ただ1名の行政書士が急死したので、穴埋めがほしいし、書士はもっと市役所に入出入りしてほしいと要望される。役場吏員と顔見知りになると文・施行細則の改正などすぐ知ることが出来て、事務処理、書類作成の面で正確が期せよう。



キャンペーンのあと、虎杖浜の北陽館での室蘭支部役員会にオブザーバーとして出席し、翌22日室蘭行政書士センターを訪れ、まもなく1年を迎えるセンターについて、星副会長は仕事の進め方、センター論について2時間近く話し合い、初心を忘れないで、その健全な発展を希望して14時すぎ、センターに別れた。

久しぶりに監察委員会

来年度の活動方法を協議

監察委員会が、2月15日16時からエルム会館で開催された。

星監察部長、葛西監察委員長以下各委員が出席して、△委員会活動の経過報告
△'48 残余期間中の業務
△'49 事業計画
を協議した。

昨年中に開催予定だったが、委員長が道内各支部内の調査およびキャンペーンに勢力的に活躍したため、この日まで会合出来なかったことが実情である。

業務の特質上、公表の時期でない事案の経過報告、函館中心の「運輸」業務の調査、さらには地方在住の推進員の活動など、発足間もない委員会にしては、強力な動きと地味な調査、情報収集が課せられている。

各委員から諸意見が出たが、48年度内にもう一度会合して委員会としての意見をまとめ、49年度の事業計画が決まることになろう。

渡辺浩一(元行政書士)の登録を取消す

現金詐取の疑いで旭川警察署で調べられた渡辺浩一元行政書士について、旭川支部長が行政書士法の面から調査の結果、登録手続きに欺まん行為があったことがわかり、本会ではS49.2.15付で行政書士の登録を取消した。

本人はS44.2.16、東京高裁で公文書偽造の罪で懲役2年、執行猶予3年を言い渡され、S47.8.12付千葉県知事から行政書士登録取消の処分を受けたが、このことを秘してS47.11.30付上川支庁第11号で北海道知事の登録を受け、現在にいたったものである。なお、本会では、受託継続中の業務は、本人は無資格者なので、依頼者に重ねて迷惑がかからないよう、地元支部が善後策を講ずるよう旭川支部に指示した。

登録抹消問題

登資審会でも意見続出

登録資格審査委員会が、1月23日13時30分から札幌の第1ホテルに

佐藤委員長、阿部、巨理、長浦の各委員（山入委員は欠席）、道地方課から丸山主事、藤山会長、星副会長、高田総務部長、山本事務局長が出席、登録事務報告のあと、登録および変更、抹消に関する問題点、疑義について話し合った。

このことは審査委員にプラスの協力を会長から要望したことにもよるが、登録と入会者の増にともない、会員の指導と本会運営について各委員も感じていたらしく、法と会則、施行細則をめぐって、同委員会としてはまことに活発な論議であった。

この日の会合の眼は、登録業務が本会に移譲された昭和47年12月1日を起点として、2年間業務をしない書士を抹消することの可否、2年間の計算方法、行政事務の意義、さらには会則の整備などであった。たまたま出席した丸山主事は、地方課きってのエキスパートなので、道の立ち場から条文の解釈、細則の運用について、細かにアドバイスしていた。

会としては、細則の整備と併行して、出来れば3月には登録抹消に関する作業を始めることになろう。

当日まとまったことは次のとおり。

1. 登録事務報告

受 理	61名（登録累計134名）
適格者として処理	58名
身分照会中	2名
不適格者として処理	1名
入会者	40名

2. 登録事務上の問題点

(1)登録についての疑義

登録申請が提出されると、職歴と学歴を審査し、この「職歴」は行政事務に重きをおくが、この法定内容は漠然としているので、はっきりしたい。—答（丸山主事）—細則で決められないものである。通牒の積み重ねで決定するべきである。会としては、日行連が全国的に集約し、そのうえで単位会長と都道府県知事の話し合いがあらう。

(2)登録変更についての問題点（法6条4項）

(3)登録抹消 " "（法7条2項）

道の試験に合格した書士が他府県に転住して、営業する場合、本会はその手続上に判然としない点がある。道との間で打合せたい。

答（丸山主事）—②原則として、道の試験合格者は北海道でしか業務が出来ない。法の盲点なので、施行規則、細則に職権抹消とその様式を明記する必要があるから、道・事務局と連繫して作業をすすめたい。

③登録済みの者は、入会の有無にかかわらず、会員と推定されよう。つまり業務をしていると考えられる。

登録の起点は、道から移譲になったS.47.12.1と考えられる。

2年は会としては、最大限の裁量であらう。弁明を与え、本人が了解したうえで、「抹消」するのがベターと考えられる。

以上の諸点については、当日出席の委員も同意見であり会では下記の登録勧告文を3月発送する。

北 行 第 号
昭和49年2月 日

行政書士登録者

殿

北海道行政書士会
会長 藤 山 利 夫

行政書士の登録について

あなたは、行政書士となるため、行政書士法第6条第1項の規定により北海道知事の定める事項につき登録を受け、行政書士名簿に登録されておりますが、未だ行政書士会に入会していません。ご承知のとおり行政書士法第19条第1項により、行政書士会に入会しないで業務を行なうことはできないので、あなたは行政書士業務を行なっていないと思われま。

行政書士法は、昭和46年法律第101号で一部改正となり、行政書士の登録業務は都道府県から行政書士会に移管され、昭和47年12月1日より行政書士会で取扱っております。

改正された行政書士法第7条第2項によって行政書士会は行政書士が引き続き2年以上業務を行なわないときは、その登録を取消すことができることになっております。北海道で登録した行政書士で、未だ入会をしていな

者が約900名を算する状態でありま。このまま未入会登録者を放置することは、行政書士の資格上に幾多の誤解を招き、さらに事務処理上にも多大な支障がありますので、北海道行政書士会は、法に従って、2年以上業務を行なわない者の登録を抹消する方針であります。

したがって登録を継続維持されるときは、事務処理の都合上49年3月31日までに入会されるようお勧めいたします。

なお、登録を抹消してもよろしい方は、別紙添付の行政書士登録抹消届に必要事項ご記入の上記名押印して折返しご送付下さい。

あなたの登録は、昭和 年 月 日です。

行政書士登録まつ消届

下記のとおり行政書士の登録をまつ消したいので、法第6条の4により登録証明書を添えてお届けします。

昭和 年 月 日

北海道行政書士会長 藤 山 利 夫 殿

届出人 住所
氏 名

㊟

まつ消者氏名		生年月日	
現住所			
登録番号	第 号	登録年月日	昭和 年 月 日
事由			

支部運営と実態調査は再検討

2/1の支部長会議で

2月1日14時からグリーン札幌で、支部長会議が開催された。これは昨年11月28日の理事会、支部長会議での決定事項をさらに押し進めようとの考えであったが、議案3件のうちごく1部分が承認されたのみで、他は再検討となった。出席者は、

岸尾(札幌)、石村代(函館)、奥山(小樽)、山本代(空知)、荒(旭川)、捻金(留萌)、佐藤(網走)、下国(室蘭)野際(十勝)、森谷(釧路)、—以上支部長—藤山会長、星、榎波、黒島各副会長、高田総務、葛西監察、平沢企画～日高、根室、宗谷の各支部長、長谷川経理部長は欠席

で、榎波副会長が議長となり協議にはいった。

会務の状況について、高田総務部長、黒島副会長(企画・業研)、葛西監察委員長、星副会長(経理)がそれぞれの所管事項を報告し、いずれも承認された。

議案は3件提出されたが、もう1度検討して煮つめることになった。

△行政書士の実態調査

49年度事業として実施することを再確認したが、実施細目について再検討する。

△支部運営

(1)地域環境と支部区域

該当支部同士が話し合い、煮詰める段階に副会長も打合会に出席し、その協議内容を支部長会議に提案する。

(2)支部運営費

会費上積みによる徴収方式は、拳手により7対2で現行通りとすることに決定

△その他

(1)行政書士登録者の取消勧告と調査

原案どおり承認。

(2)自動車登録(自販連関連)

日行連に参考意見をだし、今後の支部における運輸業務の指導にあたる。

このため、2月3日東京での運輸対策特別委員会では、藤山会長、黒島副会長、葛西運輸委員、帯広行政センターから豊田、米倉両書士が出席する。

“利廻りが良く老後保障の、
共済年金加入申込書を
今すぐ本会へ送ろう”

安田貴六 日行連顧問 (本道5区選出衆議院議員)

会の運営、支援に協力を約す

日行連では会務運営に遺憾のないことを期して、先輩として政界に活躍する人をはじめ、学識経験者の中からベストと考えられる人々を顧問をお願いしている。本道5区選出の安田貴六代議士もその1人で、昨年日行連顧問になられたから機会あるごとに多忙な政界の時間をさいて、会のことにアドバイスされていた。

町村金五参議院議員が自治大臣に就任したことは、道民の誇りであるとともに、北海道行政書士会としては、行政書士を直接指導する自治省のトップに、札幌の隣りの江別市から大臣が誕生し、しかも大臣が永い間北海道の知事をされた関係から、会の指導面で負うところが多いわけである。

1月12日札幌で町村大臣就任祝賀会が開かれ、安田代議士ももちろん参列された。藤山会長は、星副会長、葛西、平沢の常任理事と一緒に宿舎に安田代議士を訪問して、会の運営強化のための諸施策について、協力支援を心から切望し、代議士は快諾した。

安田代議士は、北海道副知事を最後に政界入りしたが、

北海道地方課出身で各部長も歴任、特に行政書士法公布当時には直接担当しただけに、本会業務はよく知っており、藤山会長とは地方課勤務以来の仲であり、49年度の本会は前年にひきつづいて、さらに前進する年度だけに本道出身代議士である安田顧問のアドバイス、後援は力強いものがある。

残された業務を総ざらい

1/13企画、業研会議で

1月13日17時15分から札幌中殿旅館に、黒島、星の副会長、平沢企画、木川業研、高田総務、葛西監察担当の各常任理事(成田常任理事は欠席)が出席して、企画業研合同部会を開催した。

議案は①48年度の未済業務の処理 ②49年度事業計画である。

48年5月定時総会で承認された事業計画は、書士という個人の認識、キャンペーン、研修、監察活動と予定以上に動いた本会だが、かつてない足跡を残しただけに、どこかにこぼれ落ちた事業を洗いざらいして、年度末を迎えるというのがこの合同会議の狙いである。

当日決まったことは次のとおり。

△支部長会議

2月上旬開催だが、「支部運営」「49年度事業計画」は、議案議案として黒島副会長が作成する。

△研究会

(1)2月10日(日) 免許申請書の作り方

担当 葛西

(2)2月11日(祭) せんほ基準変更に伴う自賠責

注 本件は会場難のため、延期になった。



安田顧問と懇談する正副会長

△専門部門別登録

1月中に完了する。

△業務資料の刷成

(1)農地

(2)建設土木

△キャンペーン活動

室蘭地区で1月22日行なう。

△無料行政事務相談

企画部長名で、各支部長へS48.1.1→48.12.31に

取扱った件数を報告してもらおう。

会員の所属希望まとまる

回答は 39 %

本年1月、全会員にアンケートを出した業務専門部の所属希望がこのほどまとまった。

業務専門部の所属希望調査(第1希望) 49.1.25現在

支部名	会数	回答数	農地	民事	風衛	自賠	労務	建土	運輸	希不
札幌	324	130	40	30	22	4	22	21	14	16
函館	73	30	41	7	5	5	1	3	1	3
小樽	50	14	28	6	2	0	3	2	0	0
空知	64	26	41	17	3	0	3	3	0	0
旭川	102	31	30	12	7	0	4	3	2	2
留萌	13	8	61	4	1	0	1	0	0	1
宗谷	8	2	25	0	1	0	0	1	0	0
網走	90	37	41	14	6	2	6	1	5	2
室蘭	62	31	50	5	9	0	4	3	6	3
日高	14	6	43	3	1	0	1	0	1	0
十勝	79	29	36	10	4	1	7	2	2	3
釧路	57	25	44	1	7	0	5	4	5	2
根室	11	6	54	1	1	0	4	0	0	0
計	947	375	39	110	69	12	65	41	38	30

摘要 希望不明とは希望順位を記載せず回答されたもの

業務専門部の所属希望調査

支部名	会数	回答数	農地	民事	風衛	自賠	労務	建土	運輸
札幌	324	130	40	59	65	35	58	58	62
函館	73	30	41	18	16	14	14	7	15
小樽	50	14	28	8	6	0	6	4	4
空知	64	26	41	20	11	4	9	8	6
旭川	102	31	30	22	21	8	17	13	14
留萌	13	8	61	7	4	0	3	0	0
宗谷	8	2	25	0	2	1	0	1	1
網走	90	37	41	25	15	10	17	9	16
室蘭	62	31	50	14	18	10	15	8	13
日高	14	6	43	4	3	1	2	1	1
十勝	79	29	36	14	12	10	17	10	13
釧路	57	25	44	5	11	6	11	9	10
根室	11	6	54	1	2	0	4	1	1
計	947	375	39	197	186	99	173	129	156

摘要 会員数は48.12.31現在

本会のうごき

月日	業務内容	場所
12 5	綱紀委員会	事務局
11	綱紀業務調査(犬飼委員)	事務局
12	道助成金交付要望 会長、星副会長	道庁
14	綱紀業務調査(犬飼委員)	事務局
17	綱紀業務調査(犬飼委員)	事務局
22	キャンペーン活動反省会	三川屋
26	会長上京(日行連会則改正認可促進のため)	日行連
1 10	部長会議	事務局
13	会長上京(日行連部長会議)	日行連
13	企画業研合同会議	中殿館
21	室蘭支部管内キャンペーン活動	室蘭支部
22	登録資格審査委員会	第一ホテル
23	行政書士実態調査事務打合	事務局
28	支部長会議	グリーン札幌
2 1	業研部会	エルム会館
3	日行連運輸業務特別対策委員会に出席のため、藤山会長、黒島副会長(業研部長)葛西常任理事(運輸業務専務者)十勝支部長(代理2名)上京した。	日行連
4	自販連代表との折衝に参画	日行連
9	業研部会 中央折衝状況報告と今後の対策について協議	エルム会館
13	会報編集委員会	事務局
15	監察委員会	エルム会館

支部のうごき

月日	業務内容	場所
12 15	小樽支部研修会	岩内町
2 23	札幌支部総会	理美容センター
	小樽 "	市民会館
	函館 "	古物商會館
3 3	日高 "	旅館三之助

業務資料

建設業許可申請に要する 納税証明について

建設業許可申請には納税証明書を添付することになっていますが、個人については1月1日以降8月15日までは添付することができません。

この度、石狩支庁の担当主事より、別紙理由書(3部添付)をもって、この納税証明書にかえることとする旨の通知がありましたので連絡します。

尚、理由書中 2. 申告額の欄には税額ではなく所得額を記入して下さい。

(事業税)

納税証明不添付理由書 (納税自己証明書)

昭和 年 月 日

北海道知事 殿

申請者

昭和 年度(第 期)決算に係る納税証明書の添付については、税務当局の都合により添付出来ません。

なお、申告税額(計算上の額)は次のとおりです。

記

1. 決算期 昭和 年 月 日~昭和 年 月 日

2. 申告額 第 期事業税 円

資料提供 石狩支庁拓殖指導課

趣味欄

俳句

(中上三三氏をいたむ)

寒菊に在ます日のごと遺影笑む
 短日の離婚届の妻稚し
 熱燭や友情じんと胸に沁む
 低唱は明治の母の手毬唄
 木枯の中にポツンと吾待つ灯
 木枯の月を小さく吹きしぼり

昭和 新山子

随筆

このごろ想うこと

留萌支部 橋本雄一

会報No70で会員の各位に私見を述べ、業務に誇りと自信をもって励まれることを希望しました。さて会員の動きをみると、S47年7月から48年12月までに会員の純増加入員67名、その内容は札幌を中心とする道央地区が133名、道東網走地区が10名、行政書士を生業とする仲間は、17ヵ月間で143名増加し、全会員数は930名と世帯も大きくなりました。ことは、喜びにたえません。

しかし、会報No73に札幌青年行政書士会長の寄稿「青行会活動あれこれ」の中に、青行会から監察委員として積極的に業務の啓蒙、普及に活躍された4委員が道内各地を訪れて、各地区の実態をみて感じたことは

1. 生業意識がなく、業務に積極性を欠く書士がかなりいる。
 2. 研修会に若手書士の参加が少ない。
- の2点であります。心から同感の意を表します。この2点は役員である私個人が、いつも肌で感じていました。業研部の各専門委員が資料の収集、編集、校正まで担当され、ある時は会員の手許に届け、ある時は各ブロックの講習会講師として地方に出かけたり、その努力のせいでしょうか、講習会は熱の入った有意義なものでした。しかし一方では、会報で周知されていたはずの研修会に、来てほしい人が受講していません。ためになり今日

の収入に直結し、複雑化する社会に対応して、行政書士自身の生業の根源につらなる実務研修は、やがて自分の職業としての限らない自信に発展するはずで、参加者は必ず収入にプラスする何物かをつかんで、自分の事務所に帰られたと思います。

私の本年は、公害関連(大気汚染、汚水、騒音)業務の開拓に努力を結集して、職域を上げ常に1歩前進する書士として精進しようと、意欲を燃やしています。行政書士にはこんな仕事もあるのだと、その成果をこの会報で発表できる日の来ることを、心に刻み努力をかさねる所存です。



蝦名睦子さん退職

後任は
八島由美子さん

事務局の蝦名睦子さんが、2月一杯で退職した。家事都合によるが、蝦名さんはS47.6.2事務局員として採用され、特別会計や文書の発受を1年8ヵ月直面目に勤めあげたお嬢さんである。後任の八島由美子さんは1954年生の留萌生れで、岩見沢商業高校卒、日本タイピスト学校卒、珠算2級の腕前である。

札幌支部定時総会

支部規則変更、事業計画を承認

札幌支部では、2月23日14時30分から北海道理美容センターで、49年度定時総会を開催、前年度の諸報告のあと49年度の事業計画案、予算案、支部規則変更案、役員選出などを総会にはかって総会を終了し、別席で懇親会にうつり19時すぎ散会した。

昨秋の支部長と1部役員候補で、短期間ではあったが、岸尾支部長の努力と役員協力で、残存期間の支部運営につくした功績は認められるものがあるし、若さと行動力で作成した支部規則変更、事業計画E.T.C.その一証左であろう。

あたらしく選任された理事と正副支部長は次のとおり。

支部長 野崎幸
 副支部長 本村孝幸、南部琥四郎
 理事 佐藤秀三郎、船水堅吉、後平邦彰、網野敏
 監事 奈良平次、斎藤久
 49年度事業計画は次のとおり。

昭和49年度事業計画案

1. 研修会の開催
自動車登録、農地法、食衛法の業務を主体として実務研修
2. 行政書士制度の啓蒙運動
48年度にひきつづき関係官庁と国民へPR
3. 非書士対策
本会と連繋をとりつつ、各自動車協会、農委会、食衛協会等へ、非合法行為の認識を深めさせる。
4. 業務資料の作成
5. 実態調査ならびにその活用
支部会員の実態をつかみ、これを基に支部運営の合理的データを作り、会員の隆昌をはかる。
6. カレンダー作成
7. レクリエーションの実施

小樽支部定時総会開く 役員を改選、事業計画決定

小樽支部では定時総会を、2月23日14時から小樽市民会館で開催、前年度の事業と決算報告を承認したあと、49年度の事業と予算を議決し、支部長はじめ役員を選出した。

支部長 奥山五三郎
 副支部長 大野新一、佐藤定夫、松本又蔵、亘理敏夫
 理事 渡辺和夫、土岐喬、中尾道信、中沢義勝
 監事 金沢七四郎、今野辰己 一敬称略—
 また、支部代議員には中沢義勝、青木庄次郎の両氏を選出した。49年度事業計画として決まったことは
 △役員会 小樽、余市、倶知安で各1回開く
 △研修会 「運輸関係」を小樽で開催
 「農地関係」を余市で開催
 「建設業関係」を倶知安で開催

であるが、行政書士制度のPRを官庁にするほか、非書士対策として諸官庁に協力を要望して認識してもらい、会員または会員外からの情報連絡を集めて、これを本会に提出して、実態調査を依頼することも協議した。

本会からは星副会長が出席して、本会の最近の動きを説明し支部会員と意見を交換した。

函館支部定時総会開催

研修会6回、役員の実充など決定

函館支部では、2月23日15時定時総会を古物商會館で開催、前年度事業と決算を承認し、議案として支部規則の1部変更、49年の事業計画と予算を議決したあと、次のとおり支部役員を選出した。

支部長 黒島宇吉郎
 副支部長 石村賢太
 理事 高谷賢一、鎌田節子、石山和夫、長谷川卓蔵、原隆俊、安保幸雄
 監事 田村英夫、沢野クニエ
 顧問 川尻外治、息才源七
 相談役 大高金五郎

なお、支部代議員は規則により役員会を開いて決定することになった。

事業計画のうち主なものは、研修会6回、また自動車の登録業務は、自販連函館支部と談合のうえ、最も早い時に実行する予定である。

札幌支部規則変更案

2/23 総会で承認

S49.2.23

北海道行政書士会札幌支部規則(変更案)

(名称)

第1条 当支部は、北海道行政書士会(以下本会という)会則第55条の規定により、これを設け、名称を北海道行政書士会札幌支部(以下支部という)と称する。

(目的)

第2条 支部は、会員相互の緊密な結合によって、行政書士の品位を保持し、その業務の進歩改善を図るため会員の指導及び本会との連絡調整をなすことを目的とする。

(組織)

第3条 支部は、本会会則第55条第2項に定める会員を以て組織する。

(事務所)

第4条 支部の事務所を札幌市に置く。

(業務)

第5条 支部の事務を分掌させるため次に掲げる各部を置く。

1. 総務部
2. 経理部
3. 業務部
4. 綱紀監察部

(役員)

第6条 支部に次の役員をおく。

- | | |
|------|-----|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 2名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |

2. 監事は他の役員を兼ねることができない。
3. 役員任期は就任後第2回の定時総会の終結にいたるまでとする。ただし再選を妨げない。

(職務)

- 第7条 支部長は支部を代表し支部の業務を総理する。
2. 副支部長は支部長を補佐し支部の業務を分掌する。
3. 理事は支部長を補佐し支部の業務を分掌する。
4. 監事は支部の資産及び経理並びに業務執行の状況を監査する。

(理事会)

第8条 理事会は、支部長、副支部長及び理事をもって構成する。

2. 理事会は、支部長が招集する。

(理事会の議決)

- 第9条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。
 1. 事業計画に関する事項

2. 総会に附議すべき議案に関する事項
3. その他重要な業務の執行に関する事項

(総会)

第10条 総会は定時総会と臨時総会の2種とする。

2. 定時総会は、毎年会計年度終了後2月以内に、臨時総会は、必要に応じ随時、支部長が招集する。

(総会の議決)

第11条 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

1. 予算及び決算に関する事項
2. 支部規則制定及び改正に関する事項
3. 役員を選任に関する事項
4. 総会において審議することを相当と認めた事項

(特別招集)

第12条 支部長は会員の3分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して総会招集の請求があったときは、1月以内に総会を招集しなければならない。

2. 前項の請求があったのち、1月を経過しても総会招集の通知が発せられないときは、前項の請求者が総会を招集することができる。

(議決要件)

第13条 総会の議決は、出席会員の過半数で決する。

(議長)

第14条 総会の議長は、総会において選任する。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び総会において選出された役員1人が署名押印しなければならない。

(代議員)

第16条 本会会則第35条に定める代議員は総会で選任する。

(特別委員会)

第17条 支部は、必要がある場合には、理事会の決するところにより特定の事項を行なうため、特別委員会を設けることができる。

(会計年度)

第18条 支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第19条 支部の会費は本会からの交付金及び寄付金をこれに充てる。ただし総会において必要と認めるときは会員は一定の支部費を納入するものとする。

(顧問)

第20条 支部に顧問及び相談役を置くことができる。

(内規)

第21条 支部に必要な事項は、理事会において内規によりこれを定める。

(注) 附則については変更なし。

支部会費徴収是非論

漸進する室蘭支部役員会

室蘭支部では1月21日(月)14時50分から、白老町虎杖浜の北陽館で第4回役員会を開催した。

下国支部長、石川(虻田)、桑原(室蘭)、塩田(苫小牧)の3副支部長、玉木(苫小牧)、福田(伊達)の各役員が出席して、49年度の事業計画と予算の草案について協議した。



この役員会は49年4月中旬開催予定の支部総会の準備会合であり、煮詰める以前の議案として、相当活発な意見が出された。

△支部会費徴収(案)

1部地区に、兼業者が多く諸会費がかさむことなどの理由から、徴収不要論が出された。しかし、過ぐる総会では会費徴収論も出ており、また兼業者でも行政書士であり、支部会員である以上、前向きに漸進的に支部運営をするべきで、そのためには事業をする基金が必要という声が出て、この問題は下国支部長、石川副支部長が現地向いて、支部会員と話し合って意見を調整することになった。

△会員の実態調査

支部を室蘭市、西部、東部に分け、3地区の理事が調査調査を担当する。

△故八田支部員の逝去

下国、石川の正副支部長が、弔問する。なおこの役員会に本会から星副会長、葛西、平沢各常任理事がオブザーバーとして出席したが、「会員の实態調査」について、次のように説明があった。

1. 49年度予算で実行する。
2. 様式は、本会、支部に残す台帖と調査表の2様式とする。
3. 調査員を委嘱する。調査表は本会で作成し、調査には支部の協力が不可欠である。
4. 調査後は、本会の運営、会員の指導、研修の方向などの重要資料とする。

改名あれこれ

初春、事務局に寄せられた賀状で知ったのだが、行政書士の中に、改名(俗称)ができたことである。しかも本会役員に多い。

改名について、専門家に伺ったら、関連学問は何十何百とあるし、それぞれの理由付けがあるそうだ。

しかし、高名な易者によると、つまるところは統計よりする根拠が、最良と言われている。

アイウエオ順に紹介します。

本名	俗称	改名期	理由ほか
葛西 義雄 <small>かさい よしお</small>	葛西養史男 <small>かさい よしお</small>	S.49.1	改名したのはS48.11で、使い始めは今年の元旦なんです。俗称のほうが、字酒がよいし、生年月日に適合しその上、商売にかなっているそうです。「運輸は、バリバリやらなくっちゃ。苛々大笑。
木川 政蔵 <small>きかわ まさぞう</small>	木川 雅通 <small>きかわ まさみち</small>	10年前	知る人ぞ知るでして、もう10年になりますハイ。政蔵の名付け親のことでちょっとひっかりまして、改名以案、仕事は上々です。行政書士として提出する公書には、もちろん本名を使わなければなりませんよ。皆さんおわかりでしょうけど。
黒島宇吉郎 <small>くろしま うちきちろう</small>	黒島 晨介 <small>くろしま しのぶけ</small>	S37	改名することは、人生にとり、一つのクサビになる。岸総理大臣と同じ吉だし、縁起がいいよ。
長谷川寿延 <small>はせがわ としのぶ</small>	長谷川雄一 <small>はせがわ じゆういち</small>	S38	親戚の伯父が、靈動数学者にこってこれによると寿延は悪いと言われて、雄一に変えたのさ。私の父は寿雄といいますが、おやじの名の1字が入っているの、これならおやじにも言い訳がつくと思ってるの。その後の商売どうだった? 僕は無理をしないうちだもの。背のびしたって、どうってことないだろうさ。

総会の準備、陸運業務を
2/25部長会で協議

2月25日11時札幌の第1ホテルに藤山会長、星、榎波黒島副会長、高田総務部長、葛西監察委員長、平沢企画部員（成田企画、長谷川経理の各部長欠席）が出席して部長会を開催した。

道助成金申請経過、網紀業務についてそれぞれの担当から報告のあと、次の議案を協議した。

1. 昭和49年度事業と予算の大綱
会長の施策重点は「職域確立」にある。各部は草案にもとづいて早急に取りまとめる。

2. 登録者（未入会）の勧告
3. 行政書士実態調査の具体化

2月1日支部長会の意見も勘案し、企画部で3月上旬に実施内容を決定し、新年度から調査できるスタンバイを終了する。

4. 行政相談図書配付
「行政相談事例集」を、3月中に各支部に無償配付して、行政事務無料相談所の運用の一助とする。

5. その他
(1)陸運業務

(a)葛西監察委員長と南部監察委員が、2月26日から28日まで函館に出張して、該当業務と登録とについて実態を調査する。

(b)7陸運事務所管内の実態は、次の日程（予定）で葛西委員長が現地調査をする。
3月7日（室蘭）、11日（帯広）、12日（釧路）14日（北見）、15日（旭川）

(c)帯広行政センター
黒島業研部長が3月上旬帯広に出向いて、現地と協議する。

(d)調査結果を3月20日ころまでにまとめ、これを基に本会では会員の特訓を行なう。

- (2)事務局員の異動（別掲）
(3)定時総会までの役員会日程
4月13日(土)10.00 監査会
15.00 部長会
4月20日(土)10.00 理事会
5月21日(水)13.00 支部長会
22日(木)10.00 定時総会
23日(金)10.00 新任役員会

行政書士のあり方討論
札幌青行会の定時総会

札幌青年行政書士会では、2月16日16時からエルム会館で定時総会を開催、前年度事業報告のあと、49年度の事業と予算ならびに会則変更の各案を決定した。

発足2年目を迎えたこの会は、49年度事業として討論会、親睦会を併用して書士自身が研さんし、啓蒙して経済基盤を確立することを目標としている。

方法として、フリーディスカッション形式で討論会を親睦会と併せて行ない、行政書士のあり方についての理論を確立するものだが、若い力の働きかけが、将来の行政書士界の変化にどう影響するか、役員の指導力、事業計画の実施細目が注視されよう。会則変更により、年間会費は1名1,000円に切下げられた。また互選により会長に本村孝幸、幹事長に大滝茂の両氏が選ばれた。

48年度に実施済みの事業は次のとおり。

- 札幌地区における車の新規登録についてのデータを北行会会長に提示、違反取締りにつき前向きの検討を要請 5月14日
- 北行会定時総会（函館）に代議員として参加 5月20日
- 北行会、支部、青行会監察合同協議会 6月5日
- レクリエーション大会（マージャン）開催 6月30日
- 北行会監察委員となる 7月6日
- 社団法人札幌青年会議所会員に入会 8月1日
- 北行会の報酬改訂委員会に出席 8月11日
- 研修会 民法（支部と共催）開催 8月25日
- 市役所関係行政書士業務一覧表作成配布 9月8日
- 北行会会報掲載用座談会に出席 10月12日
- 北行会のブロック別キャンペーンに参加 9月～12月

応答の義務を守りましょう
(会則第74条)

会員のうごき

昭和49年2月10日現在

月	事由	支部	会員番号	氏名	住所
12	入会	札幌	1555	森山久正	江別市西野幌774-35
	"	室蘭	1556	菊田留五郎	室蘭市小橋内2丁目5の17
	"	札幌	1557	津田明子	札幌市中央区南9条西4丁目ドミ中島公園915
	"	釧路	1558	鈴木豊治	釧路市鳥取大通6丁目 釧根自動車協会内
	"	室蘭	1559	斎藤龍三郎	虻田郡豊浦町字旭町44
	"	網走	1560	上家俊雄	北見市大通東2丁目 北見経済研究所内
	"	札幌	1561	伊藤義博	札幌市中央区南1条西3丁目 札石ビル
	"	"	1562	筒井スミ子	札幌市西区琴似2条5丁目
	"	"	1563	宮川誠	札幌市北区新琴似10条15丁目
1	"	十勝	1564	清水勇	帯広市東10条南14丁目1-60
	"	札幌	1565	若宮繁門	札幌市西区山の手5条5丁目206
	"	"	1566	坂田武士	札幌市北区屯田町99の2
	"	室蘭	1567	奥田哲夫	室蘭市築地町135
	"	網走	1568	大友峯雄	網走市南6条東4丁目5
	"	釧路	1569	太田昭夫	釧路市大川町4-14
	"	十勝	1570	佐々木貞子	帯広市東2条南20丁目15
	"	"	1571	中田全美	帯広市東1条南9丁目
	"	"	1572	佐藤悦夫	帯広市西6条南2丁目3
	"	札幌	1573	尾崎博夫	札幌市南区石山429
	"	釧路	1574	黒川富	川上郡弟子屈町字跡佐登野69-61
2	"	函館	1575	宮下直雪	函館市時任町30-33
12	事務所変更	旭川	1265	梅野博	名寄市西4条南7丁目
	"	十勝	331	田中重顕	帯広市東1条南1丁目 渡辺ビル2F
	"	室蘭	707	山本清吉	苫小牧市表町15
	"	札幌	1490	宮本悦次	札幌市中央区北7条西18丁目
1	"	"	712	山根義弘	札幌市中央区南1条東6丁目1
	"	小樽	1407	中野幸一	岩内郡岩内町字高台85の6
	"	釧路	1283	佐藤定雄	釧路市堀川町1の6
	"	室蘭	1148	川岸留五郎	伊達市末永町43
	"	旭川	1546	江口茂	名寄市麻生町2番地15 才川事務所
2	"	十勝	450	山根礼市郎	帯広市東2条南1丁目4-2
12	退会	釧路	772	川口時次郎	白糠郡白糠町白糠市街
	"	日高	19	佐藤キク	様似郡様似町本町2丁目
	"	札幌	1420	滝川一夫	札幌市東区中沼町34-26
1	"	"	1379	等力義夫	札幌市白石区本郷通7丁目南20
	"	"	648	福田芳利	札幌市豊平区月寒西1条7丁目
	"	"	1224	才川金次	札幌市南区石山21
	"	"	898	太田実	札幌市西区手稲前田364
	"	"	1118	大谷次郎	札幌市西区8軒7条西1丁目
	"	釧路	1184	船木敏	白糠郡白糠町西本通り
	"	小樽	276	浜野重	余市郡余市町大川町3丁目
	"	札幌	1343	斎藤元二	千代市清水町5丁目2
	"	旭川	1355	鎌田勲雄	上川郡朝日町大通9丁目
	"	札幌	1333	深瀬巖	江別市大森園町12の7
	"	旭川	565	河合鯛三郎	旭川市永山町154
	"	小樽	1196	頓所永重	小樽市オタモイ1-4
	"	札幌	1471	吉田守男	札幌市白石区菊水元町4-2
	"	函館	40	坂田仁太郎	茅部郡鹿部村字鹿部189
2	"	札幌	225	尾角松一	札幌市中央区南1条西14丁目
	"	"	1404	吉田竹次郎	札幌市白石区菊水北町8-26
	"	"	1435	三海純一	千代市本町1丁目23
	"	室蘭		中上三三	虻田郡虻田町字清水

室蘭支部 中上三三 49.2.1逝去 札幌支部 三海純一 49.2.4逝去
札幌支部 宮崎督夫 49.2.10逝去

謹しんで御冥福をお祈り申し上げます。

奥山支部長



松本副支部長



渡辺部長



大淵常任理事



小樽支部（支部事務所は、樽市朝里3の奥山五三郎支部長室）は、支部会員45名が

小樽21、岩内10、余市6、倶知安4、寿都、真狩各2
黒松内、ニセコ、喜茂別、仁木各1
と、後志支庁の市町村に居住している。

奥村支部長は、市会議員や公職でいそがしく、横に長い支部管内の連絡網のクサビとして、小樽の松本、岩内の巨理、余市の今野、倶知安の佐藤各書士にお願いして、支部員の意向で支部を運営することが方針だと言われる。ある時期では札幌と提携していたが、樺太20万小樽20万の経済力のうち樺太がなくなった現在の経済力では、低迷状態から浮揚することにけんめいだそうだ。

松本副支部長（司法と兼業）談によれば、行政書士の業務は、当初は手がけたが、官庁の窓口サービスが行きわたり、「行政の仕事」は事務所が市庁舎の入口とむかいあっている割に、客はないそうである。しかし、農地法5条の申請は、仕事としてまだ開拓の必要があるから、支部会員は専門的知識を身につけてほしいという。

松本副支部長の事務所から100m離れて、支部の総務部長渡辺和夫行政書士の事務所を訪れた。開業して満6年たつが、元市議会議長の紹介状をもって顧客を探訪したが、半年間はずらい営業だった。事務所が花園町の飲食店街（約200軒）にあるため、風営法の許可申請の資料を自分で作成し、ある時はこの業務を手がけ、業者からも特に警察署の係官からその熱心さをほめられたという。最近では社労業務が9割で、昨年暮は建設業許可申請やら、決算書関連の仕事で多忙を極めた由。

さて、数少ない本会常任理事の1人で、運輸委員長の大淵行政書士の事務所が、前記松本、渡辺両書士のほぼ中間に位置している。大淵所長を含め計4名が事務所勤務で、多忙な中から次の意見をきくことが出来た。

「昭和42年10月に開業し、初の仕事は公営住宅入居届で200円もらった。この人のことは今でも忘れず付き合っている。社労の仕事で当初月収は3万ちよっと。何故行政書士になったかって？代書と呼ばれるのが感にさわったからさ。私は国富出身、いわば他所者なので、開業当初は抵抗もあったし、クソッと思って私なりにがんばった。

小樽で行政書士でメシを食おうと決めたら、何でも出来ないと困る。特に民法に精通していないと、しかも深く広く勉強していないと、看板を出してもはずかしい目に会うと思う。現在、旭川からこじれた自賠責がもちこまれている。人間努力をすべきだと思う。

身体が弱くその任を果たせないことは申し訳ないが、「運輸」を処理するには、小樽支部の場合陸運事務所が小樽にない。書士としての届け出の手続きに要する時間、顧客の受け入れ方法として、これを消化するには、小樽支部単位で共同事務所をもつことが必要と思う。個々の書士では無理だし、困るのはお客だ。

豪雪その他の理由で、根室支部めぐりを掲載できません。あしからず。

◇編集後記◇

「支部めぐり」は一応完了といたします。5月号からは、新企画で、連載物を考えています。ご寄稿くださった留萌の橋本さん、室蘭の下国さん、毎度ありがとうございます。